

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品一定額法
- ・リース資産

本会のリース物件は1件のリース料総額が300万円以下のファイナンスリースのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理をしている。

## (2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備える為、期末退職金要支給額を計上している。
- ・徴収不能引当金－金銭債権のうち徴収不能のおそれのある債権に備える為、徴収不能割合による見込額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

平成27年度の会計決算については、平成23年7月27日付雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」（以下「平成23年基準」という。）が発出されたことに伴う各通知等に基づき、平成26年度の会計決算の残高を引き継ぐとともに、会計処理に関するルールに則った適宜必要な移行調整を行った上、会計処理を行っている。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

本会で採用する退職給付制度は、次のとおりである。

- ア 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金（社会福祉法人全国社会福祉協議会）
- イ 公益財団法人千葉県社会福祉事業共助会退職年金共済（公益財団法人千葉県社会福祉事業共助会）

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類等(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)  
本会では社会福祉事業のみのため作成しない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
本会では公益事業を実施していないため作成しない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
本会では収益事業を実施していないため作成しない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）  
「法人運営事業」
  - イ 地域福祉拠点区分（社会福祉事業）  
「地域福祉活動事業」  
「福祉サービス利用援助事業」  
「貸付事業」  
「市受託事業」
  - ウ 在宅福祉拠点区分（社会福祉事業）  
「訪問介護事業」  
「障害福祉サービス事業」  
「市受託事業」  
「居宅介護支援事業」
  - エ 福祉作業所拠点区分（社会福祉事業）  
「市受託事業」  
「利用者作業事業」
  - オ 生活困窮者自立支援拠点区分（社会福祉事業）  
「ワーク・ライフサポートセンター事業」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,252,196	1,218,716	33,480
機械及び装置	582,110	582,107	3
車輛運搬具	13,815,605	13,815,593	12
器具及び備品	2,758,005	2,536,741	221,264

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし